

献呈の辞

法務研究科長 加賀 讓 治

本年3月末に、藤井俊二教授がご退職なさいます。創価大学法科大学院の基礎作りに尽力され、その発展に寄与された藤井教授のご功績を称え、法科大学院の教員一同、ここにご退職を記念する創価ロージャーナルを発刊し、献呈申し上げる次第です。さらに、藤井教授には、その功績を称え、本学より名誉教授称号を差し上げることになりましたことをご報告し、お慶び申し上げます。

藤井先生は、昭和60年3月に早稲田大学大学院法学研究科民事法専攻博士後期課程を満期退学され、平成19年9月には、早稲田大学より博士(法学)の学位を取得されました。

平成12年4月に、本学に法学部教授として赴任された後、法科大学院の開設と同時に専任教員として着任していただきました。設置当初からご担当いただいた藤井先生の法科大学院における民法講義は、該博な知識に基づいた、民法を通曉した体系的な講義であります。分かりやすく重厚な民法学を講義して下さり、法科大学院生に定評のある授業です。本学の後進を親切丁寧にご指導していただき、多くの研究者や法曹を育てていただきました。

研究者としての藤井先生は、これまで様々な学会等の活動をされてこられました。「一般社団法人日本マンション学会」の理事、副会長を歴任し、現在は監事を務められているほか、「日本土地法学会」(監事、関東支部長)、「一般社団法人山梨県不動産鑑定士協会」(理事を経て、現在顧問)、「都市的土地利用研究会」(前代表、現在顧問)、「地籍問題研究会」(現在幹事)、「居住福祉学会」(元理事)の要職を務められ、さらに「日本私法学会」「比較法学会」「日

本農業法学会」「日本不動産学会」でもご活動なさいました。

藤井先生の研究業績としては、『現代借家法制の新たな展開』（成文堂・1997年）、『借地権・借家権の存続保護』（成文堂・2006年）、『クルツレーアブーフ民法総則』（成文堂・2011年）、『ドイツ借家法概説』（信山社・2015年）を著され、さらに、ドイツに留学された際の指導教授であるメルレ教授の60歳記念論文集に収録された“Der Bestandsschutz des Raummietrecht in Japan” in Festschrift für Werner Merle zum 60. Geburtstag, Springer-Verlag, Februar 2000.をはじめとして、「物権的建物利用権は可能か」（日本マンション学会機関誌「マンション学」17号・2003年12月、日本マンション学会論文賞受賞）、「定期建物賃貸借期間満了後の法律関係『再論』」（『田山輝明先生古稀記念論文集「民法学の歴史と未来」』〔成文堂・2014年3月〕所収）、「定期借家制度と人間」（『浦川道太郎先生・内田勝一先生・鎌田薫先生古稀記念論文集 早稲田民法学の現在』（成文堂・2017年7月）所収等、きわめて多数の論文を著されております。民法学者としての藤井先生は、とくに物権法、借地法・借家法の領域でその業績は高く評価されております。

わが国の法科大学院は各大学で設置されて以降、現在に至るまで大きな試練の中に立たされています。創価大学法科大学院としては、これまで暴風雨の中に小船を漕いでいるような心境でございました。教員・職員の献身的な指導と運営により、さらに院生・修了生たちの大いなる努力のおかげで、法科大学院として着実な実績を積み上げてまいりました。現在では、小規模法科大学院として一定の地位を占めることができていると自負しております。その発展に大きく寄与された藤井教授のご貢献は、本法科大学院の歴史に刻印されると確信する次第です。藤井教授におかれましては、ご退職後も、私も後進を見守っていただき、ご指導とご鞭撻をいただけますよう心よりお願い申し上げますと共に、益々のご活躍とご健勝を心より祈念いたします。

2019年1月吉日